

論文の内容の要旨

論文題目 法定最低賃金の決定構造-日英仏の公的扶助，失業補償，給付つき税額控除制度を含めた比較法的検討-

氏名 神吉 知郁子

日本の法定最低賃金制度は，昭和 34 年に成立した最低賃金法のもと，地域別最低賃金と産業別最低賃金との重層構造を前提として，三者構成の最低賃金審議会が決定する方式を中心に据えていた。そのなかで，地域別最低賃金については，中央最低賃金審議会が提示する「目安額」の引上げ幅が，毎年の主要な関心事となっていた。

近年では，働く貧困層，すなわちワーキング・プアの存在が社会問題化し，最低賃金制度が労働者のセーフティネットとして関心を集めるようになった。このような状況を背景として，平成 19 年に，最低賃金法が約 40 年ぶりに大改正された。

この改正により，最低賃金の考慮要素の一つである「労働者の生計費」の考慮にあたり，「労働者の健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」，生活保護制度にかかる施策との整合性を確保すべきことが定められた。それまでは，生活保護制度と最低賃金制度は全く異なる制度であると考えられてきたが，平成 19 年改正により，両者がはじめて法的に関連づけられたのである。

平成 19 年改正は，最低賃金に関してはじめて絶対額を導入し，また，「社会保障制度との整合性」という新たな考慮要素を取り入れたと同時に，2 つの課題を提起した。第一の課題は，最低賃金の決定方法のあり方であり，これは，いかなる正当化原理をもって契約自由の原則を修正するかという問題である。第二の課題は，最低賃金の水準のあり方であり，社会保障制度と関連する問題である。

本稿は、これら 2 つの課題について、日英仏の制度の比較法的検討を通じて示唆を得ることを目的とする。具体的には、各国の最低賃金制度の歴史的経緯から、基本的な理念や決定方法を分析し、同時に社会保障制度との有機的関係を考察することによって、日本の最低賃金法制の特質を確認し、その課題と解決の方向性を明らかにすることをめざした。

まず、決定方法のあり方を分析するにあたっては、契約自由の原則を国家の介入によって修正するという点に着目して、手続的正当化アプローチ（最低賃金の額自体は直接問題とせず、決定手続における労使当事者の合意を正当化根拠とするアプローチ）と、実体的正当化アプローチ（最低賃金の額それ自体の妥当性を問題にし、そこに一定の内容が実現されていることをもって正当化根拠とするアプローチ）という 2 つの分析軸を用いる。

また、水準のあり方の分析にあたっては、2 つの視点から検討した。まずは、対象や期間の面から、最低賃金制度と社会保障・税制の構造的関係を考察し、次に、最低賃金と社会保障給付の水準の相対的な関係に着目した。

イギリスでは、1909 年以降、三者構成の産業委員会と、それを 1945 年に改組した賃金審議会が最低賃金を決定する方式が採られていた。ここでは、団体交渉の促進によって苦汗労働問題を解決するという考えが基礎となっていた。すなわち、イギリスでは、伝統的には、労使の合意を最も優先し、政府はその決定内容を規制しないという、純粋な手続的正当化アプローチが採用されていた。しかし、1998 年には全国最低賃金制度が導入され、三者構成の独立の低賃金委員会が、その出身母体の利害から離れて、客観的な指標や調査結果を重視して最低賃金額を勧告する方式を採用した。これは、最低賃金の額それ自体を問題視するようになったといえ、実体的正当化アプローチへの転換であったと評価できる。

一方、フランスは、伝統的に実体的正当化アプローチを採用していた。すなわち、1950 年の全職域最低保証賃金（SMIG）制度から 1970 年の全職域成長最低賃金（SMIC）制度と変遷のなかで、最低賃金制度は一貫して労働者の最低生活保障という目的で制度設計され、最低賃金が物価や平均賃金の伸びと連動するものとされた。そして、労使の意見を反映させる仕組みは最小限にとどまっていた。もっとも、近年、就業構造の変化にともなって、SMIC が果たしうる役割の限界が意識されるようになり、2009 年にはイギリスの低賃金委員会と類似の役割を担う専門家委員会が設置されるなど、いくつかの改革が行われており、英仏の最低賃金決定に関するアプローチは、次第に接近しつつあるといえる。

次に、両国における社会保障制度・税制との相対的な関係を確認する。

イギリスでは、労働能力者は就労義務を要件とする求職者給付の対象となり、公的扶助である所得補助はそれ以外の者を対象とする。そして、就労しているにも関わらず所得が一定水準を下回る世帯に対しては、給付つき税額控除という、段階的な所得補完制度が存在する。そのため、全国最低賃金制度の決定は、社会保障・税制度の決定とは無関係とさ

れている。すなわち、最低賃金は単価を問題とするのに対し、給付つき税額控除は世帯の所得を問題とする制度であって、より直接的に貧困に対処することができる。これにより、低賃金がそのまま低所得（貧困）につながる仕組みが構築されている。このため、最低賃金の水準と社会保障給付水準とは、法的にも相互に参照する規定はなく、社会保障給付の引き上げは物価のみを考慮要素とする。また、全国最低賃金の決定に際しては、雇用へ影響を与えない範囲での低賃金の改善が図られ、生活賃金という考え方は明確に排除されている。

一方、フランスでは、最低賃金法制は労働者の生活保障を目的として発展してきたため、共通の目的をもつ社会保障制度との相互関係が重視される。失業者は、保険制度の対象か否かで雇用復帰援助手当（ARE）・連帯特別手当（ASS）または公的扶助である活動連帯所得（RSA）の対象となり、無期限で所得保障を受けることができるが、どちらも積極的な求職活動が要件である。また、社会保障制度と最低賃金制度とは有機的に関連づけられており、労働能力者を対象とする社会保障給付は、雇用への復帰を促すために、必ずフルタイム SMIC を下回るように設定されている。もっとも、近年では、非正規雇用の増加とともに SMIC の限界が指摘されるようになり、雇用手当（PPE）が創設された。これは、就労インセンティブを損なわずに低所得者への援助を図る、給付つき税額控除である。このように、フランスでは、最低賃金制度と労働能力者に対する社会保障・税制度とが関連づけられ、就労インセンティブを損なわずに最低所得を保障する仕組みが構築されている。

両国の違いは、想定されている法定最低賃金の役割の違いを反映したものと見える。イギリスは、低賃金問題と貧困問題とを完全に区別し、貧困は社会保障制度・税制によって対応することとしている。したがって、イギリスにおける法定最低賃金制度は、あくまでも賃金制度の枠内に位置づけられており、その役割は、経済の秩序を維持するという目的を含む社会における公正さの実現におかれている。

一方、フランスは、最低賃金は労働者の生活保障を一次的な目的としている。そのため、最低賃金と社会保障制度・税制は最低生活保障という目的で共通するものであり、政府がそれら全体を制度設計している。もっとも、フランスにおいても、低賃金問題と貧困問題とは別の問題であると考えられるようになっており、働く低所得層に対して所得を補完するための社会保障・税制度がおかれている。そのうえで、最低賃金は労働の価値を象徴する役割を果たしている。

日本の地域別最低賃金制度はこれまで、三者構成の最低賃金審議会において、当事者の利益のバランスを図ることを重視してきた。そこでは、地域別最低賃金の役割は、労使双方が納得する公正な賃金の実現であったといえる。そして、それ以上の政策的な要素を反映する仕組みは存在せず、その必要性も意識されてこなかった。

平成 19 年改正により、生存権保障の理念が取り入れられ、地域別最低賃金の役割が、公正な賃金の実現から労働者の最低生活保障へと変化したにもかかわらず、手続的アプローチを中心とした決定方法が以前のまま維持されていることは大きな問題である。日本では、失業保険の受給期間をすぎた長期失業者や、働く貧困者の最低所得を保障する制度がきわめて乏しい。そのなかで、労働者に対する唯一の安全網として、最低賃金の果たす役割に過大な期待が寄せられている。今後は、低賃金問題への対処と、貧困問題への対処との違いを明確にし、最低賃金独自の役割を画することが重要となってくるだろう。

比較法からの示唆としては、まず、イギリスの全国最低賃金制度からは、同じ三者構成の審議会制度をもちつつ、中央での団体交渉とは全く違うプロセスを実行している点に着目した。すなわち、低賃金委員会は、政府からも出身母体からも独立した立場で調査にあたり、客観的な統計データに基づいて、統一的な結論に至ることを重視している。地域別最低賃金の決定方式についても、イギリスを参考に、中央における団体交渉以外のあり方を模索することが考えられる。一方で、一貫して実体的正当化アプローチを採用してきたフランスの全職域成長最低賃金制度からは、日本においても何らかの客観的基準を採用するという選択肢が示唆される。と同時に、フランスでは、自動的な増額を見直す修正が図られたことに留意すべきである。すなわち、賃金水準と所得水準とが乖離しつつあるという認識のもと、最低賃金法制のもつ最低所得保障としての役割が、低賃金労働者や経済全体に悪影響を及ぼさない限度にとどめようとされている。就労構造の変化とともに最低賃金の最低所得保障機能が弱まっているという現実、日本にも共通する。単に何らかの基準を採用するのではなく、より精緻な仕組みが必要とされているのだといえよう。